

(資料 1－1)

前市長による公共工事のやり直しに関する調査報告書（案）

前市長による公共工事のやり直しに関する調査特別委員会

令和7年〇〇月〇〇日

大和市議会議長

山田 己智恵 殿

大和市議会前市長による公共工事のやり直しに関する調査特別委員会

委員長 井上 貢

前市長による公共工事のやり直しに関する調査特別委員会調査報告

令和5年9月26日に設置した前市長による公共工事のやり直しに関する調査特別委員会が行った調査結果の報告をいたします。

1. はじめに

令和5年9月26日に設置された「前市長による公共工事のやり直しに関する調査特別委員会」は、大木哲前市長による複数の公共工事に対して再施工の指示があったとの情報を受け、その真偽と背景、影響について調査を行ってきました。本報告書は、これまでの調査経過、第三者の調査結果、市議会の対応、今後の方針について、総合的にまとめたものである。

2. 前副市長辞職等に関する調査特別委員会からの申し送り事項

令和4年11月25日、大和市議会第4回定例会初日、前副市長辞職等に関する調査特別委員会の調査報告を委員長が行い、最後に以下の記述を報告し調査の終了を宣言した。

『時間的な制約があり令和5年4月には任期満了を迎えることから、調査特別委員会としては、12月定例会で報告書の議決、大和市ハラスメント防止条例の制定及び大木市長に対する決議を上程し、調査を終結する。

最後に申し送りとして、来期に誰が市長・議長となつても、公共工事のやり直しに関する調査特別委員会を設置し、やり直しに至つた経緯、その総数や総額等の真相究明をするよう、次期の大和市議会に求める。』（資料1＊調査報告書抜粋）

3. 市側の実名アンケート

令和5年4月23日の統一地方選挙による改選後、市長が大木哲氏から古谷田力氏へと変わり、令和5年5月30日、市側の定例記者会見にて、古谷田力市長が大木哲前市長・井上昇前副市長のハラスメント行為及び公共工事のやり直し指示に関する、管理職職員を対象とした実名アンケートの実施を発表。令和5年8月21日に議会へのアンケート結果の説明を全員協議会室にて議員全員を対象に実施した。

終了後、市側は臨時記者会見を開いた。

4. 大木哲前市長が金子勝元副市長を提訴した民事裁判判決の確定

『主文　原告の本訴請求をいずれも棄却する。原告は被告に対し、

264万円を支払え。

本訴の提起は、裁判制度の趣旨目的に照らして、著しく相当性を欠くというべきであるから、被告に対する不法行為を構成する。』(判決文抜粋)

令和5年7月28日13時10分、原告である大木哲前市長の請求は全て棄却された。なお、判決文では、裁判制度の濫用や、不当な訴訟の提起と評価され、逆に相手側への損害賠償が命じられた。また、期限内に控訴もしなかったので、そのまま判決が確定。また、裁判資料の陳述書には、公共工事である仲良しプラザの床タイルやり直しを大木哲前市長がパワハラ的手法を用い、独断で指示をした記述があり、裁判所で事実認定された。

5. 調査特別委員会の設置

令和5年4月23日の統一地方選挙による改選後、新たな議会構成となり、前期に申し送りとなっていた調査特別委員会の設置が令和5年8月30日の議会運営委員会で合意され、令和5年9月26日の第3回定例会最終日の本会議において、特別委員会設置議案を上程し、前市長による公共工事のやり直しに

に関する調査特別委員会の設置が全会一致で議決された。（資料2）

6. 管理職アンケート等から公共工事のやり直しに関する記述を抽出

令和5年10月10日、調査特別委員会は前期に行った議会側の管理職無記名アンケート、裁判における陳述書、市側の管理職実名アンケートの中から公共工事のやり直しに関する記述を抽出し、まとめた。

ただし、議会側の管理職無記名アンケートは前期に行ったアンケートである為、抽出作業は委員長・副委員長と二期以上の議員のみで行った。（資料3）

7. 市側へ調査依頼書の提出

令和5年11月2日、第2回調査特別委員会を開催し、10月10日に抽出し、まとめた内容から、調査対象とする公共工事を選定し、市側に対し対象工事に関する調査を依頼することが合意され、同日の調査特別委員会終了後、委員長から大和市議会議長へ市側への調査依頼書を提出した。（資料4）その後、大和市議会から市側へ提出した。（資料5）

8．市側の専決処分、及び臨時記者会見

令和5年11月7日、市側は大和市議会からの調査依頼書等に基づき、大木哲前市長による公共工事のやり直し指示の有無、及び当該指示が認められた場合には、その経緯や金額等について、第三者による調査を実施し、事実関係の究明・把握・認定のほか再発防止策等の提言などをまとめた報告書を公表するため、補正予算の専決処分を行った。

令和5年11月8日、市側は臨時記者会見を開き、第三者調査委託及び前日に行った補正予算の専決処分について発表した。

補正額 7,711千円。第三者調査を委託するのは、専門性と中立性を担保するため弁護士2名・一級建築士1名。弁護士2名は神奈川県弁護士会に依頼し、一級建築士1名は一般社団法人神奈川県建築士事務所協会に依頼することを発表した。

9．第三者調査等業務の受託者決定について

令和5年11月20日、市側より第三者調査等業務の受託者決定の情報提供が正副議長及び正副本委員長にあった。

神奈川県弁護士会より推薦

1・調査及び報告書作成等業務担当 木村保夫 弁護士

2・調査業務担当 金谷達成 弁護士

一般社団法人神奈川県建築士事務所協会より推薦

3・調査業務担当 梅澤典雄 一級建築士

市側は上記内容を、令和5年11月21日、定例記者会見にて発表した。

調査報告書提出の目標は令和6年3月。

その後、令和5年12月19日の代表者会で、市側から調査報告書が提出されるまでの間、調査特別委員会は一旦休会している事が確認された。

令和6年1月25日、市側より第三者調査報告書の本市への提出が令和6年6月30日までに延長される旨が、大和市議会正副議長に報告された。

10. 第三者調査の調査報告書提出・全員協議会開催及び記者会見

令和6年6月27日、第三者調査の受託者である木村弁護士から市側に「前大和市長による公共施設関連工事のやり直し指示に関する第三者調査報告書」（資料6＊調査報告書（要約））が提出され、令和6年7月18日、大和市議会は全員協議会にて市側及び第三者調査の受託者である木村弁護士から説明を受

け、質疑応答をした。

終了後、古谷田力市長、小山洋市副市長、樋田久美子副市長、木村弁護士が臨時記者会見を開いた。

11. 調査特別委員会での報告書の精査及び再発防止について

令和6年7月31日、調査特別委員会を再開した。市側より提出された「前大和市長による公共施設関連工事のやり直し指示に関する第三者調査報告書」を精査し、各会派の今後の方針案を集約し、次回の調査特別委員会で協議をする事を決定した。(資料7)

令和6年8月20日、調査特別委員会を開催。協議の結果、別紙(資料8)の要望内容を行政側に提出することを決定し、古谷田力市長に要望書を提出する事を大和市議会議長に依頼することが合意された。また、行政側に提出する際に以下の2点など委員会で審議された内容の見解を口頭で求める事も合意された。

1・大木哲前市長当時、パワーハラスメントについての本会議での一般質問において、当時の総務部長の答弁は本会議という公の場で、虚偽答弁をしていたのではないか。との疑惑に関しての古谷田力市長としての見解。

2・大和市議会からパワーハラスメントが推認され、大木哲前市長が裁判で請求は全て棄却され、第三者調査報告書の中でも副市長として不適切な行動と記載された、井上昇前副市長が退職後にFMやまとに出演し何事もなかったかのようにご自身の人生を振り返り語っていた問題についての古谷田力市長としての見解。

令和6年8月22日、議会運営委員会終了後、大和市議会議長へ8月20日に決定した要望書を提出した。(資料9)その後、大和市議会から市側へ提出し、調査特別委員会として古谷田力市長に口頭で、調査特別委員会で合意された上記2点についての正式な見解を求めた。

また、小山洋市副市長から、議案に関する資料は、今まで以上に、わかりやすく詳細な資料を議員に提供する事を検討しているとの発言があった。

12. 市側の定例記者会見、損害賠償請求2, 200万円発表等

令和6年8月23日、古谷田力市長の定例記者会見にて、大木哲前市長及び井上昇前副市長に対し約2, 200万円の損害賠償請求を行う事、及び令和6

年10月1日にコンプライアンス推進課を新規に設置することを発表した。

また、質疑の中で、市議会からの要望書を受け新たに「子どもの城」及び「やまと公園」の第三者による調査を実施する意向を示した。

【請求額について】

◎大木哲前市長への請求額：約2,200万円

〈内訳〉

星の子ひろば分 1,536万2,500円

IKOZA分 80万3,000円

ゆとりの森仲良しプラザ分 175万2,000円

調査費用分（上記3施設分） 約400万円

このうち、井上昇前副市長への請求額180万円については、大木哲前市長と連帯責任として請求。

◎井上昇前副市長への請求額 約180万円

〈内訳〉

IKOZA分 80万3,000円

調査費用分（IKOZA分） 約100万円

1 3．補正予算上程及び要望書等に対する市側の回答書

令和6年9月18日、本会議にてやまと公園及び子どもの城の第三者による調査を行うための補正予算、3,238千円が上程された。(資料10)

また、同日及び20日の一般質問において市議会からの要望書及び調査特別委員会として口頭で求めた見解への回答を示す答弁があり、市側の回答をまとめたものを委員長が作成した。

1 4．市側の損害賠償請求報告等及び調査特別委員会の休会

令和6年10月11日、正副議長及び正副委員長へ市側より大木哲前市長及び井上昇前副市長に対する、遅延損害金を含めた総額2,905万3,565円の損害賠償請求を行ったことが報告された。また、やまと公園及び子どもの城の調査に関する第三者調査に関する現状報告があり、調査をする弁護士及び一級建築士は、前回と同じ木村弁護士、金谷弁護士、梅澤一級建築士に決定した事が報告された。

その後、調査特別委員会を開き委員全員に「議会側からの要望書に対する行政側の対応等について（報告）」（資料11）を配付。合意を経て議長に提出

する事を決定、市側の損害賠償請求や第三者による調査の動向を待つこととして、調査特別委員会を休会する事に合意した。

15. 市側から大木哲前市長及び井上昇前副市長へ損害賠償請求 及び横浜地方裁判所へ提訴

令和6年11月5日、市側より正副議長及び正副委員長に次のとおり情報提供があった。10月11日に大木哲前市長及び井上昇前副市長に対する、遅延損害金を含めた総額2,905万3,565円の損害賠償請求を行ったが、期日であった10月30日までに大木哲前市長及び井上昇前副市長から、支払いがなかった。

よって、11月6日、大木哲前市長及び井上昇前副市長に対し、11月18日を納付期限とした督促状を送付したことが報告された。

しかし、さらに、督促状の期日までにも支払いがなかったことから、古谷田力市長は、大木哲前市長及び井上昇前副市長に対し2,453万9,629円、及び遅延損害金（支払い日まで）の損害賠償請求訴訟を起こす方針を決定し、12月13日第4回定例会の本会議にて訴えの提起についての議案を可決。12月20日に正副議長へ市側より第三者調査の方針が示され、令和7年3月31日

までに報告書の作成・提出する方針が示された。

令和6年12月25日、大和市は原告として大木哲前市長及び井上昇前副市長の両名を被告とし、損害賠償及び遅延損害金等請求の訴状を横浜地方裁判所へ提訴した。

16. やまと公園及び子どもの城の調査結果の公表

令和7年3月27日、正副議長は、前大和市長による公共施設関連工事やり直し指示に関する第三者追加調査報告書を古谷田力市長が調査の受託弁護士から受領との報告を受けた。

令和7年4月14日、やまと公園及び子どもの城の調査報告が全員協議会にて行われた。(資料12＊調査報告書(要約))

報告書によると追加調査で特に注目されたのは、大木哲前市長から職員に対して「打ち合わせ記録の修正指示」があったという事実である。調査担当の弁護士からも説明が行われたが、令和4年9月15日に大木哲前市長が、自分との打合せ記録を職員が作成していることを知り、令和4年4月からの分を全て見せるよう指示、さらにその一部を修正させたとのことである。このため、当時の打合せ記録が同じ日付で元のものと修正させられた後のものが2種類つづられている。記録内容を比較すると「ルール上問題なく可能であれば」とトーンを柔らか

くする文言をあえて挿入させたり、「市長指示」を「市長調整」に変えたりしているなど、内容の柔軟化が意図されたとされているものの、今回の追加調査では、大木哲前市長による不合理な指示による工事のやり直しはなかったとのことである。このことからこの時期に大木哲前市長が工事の変更を指示するにあたっては、様々なルールを守らなければならないということを意識していたことがうかがえる。

他方では全員協議会において調査担当弁護士から、前回の調査と異なり税金の無駄遣いを防げた要因は、「市長対策」の必要性を職員が共有していたことと、議会の監視機能が発揮されたからとの旨の説明があり、議会としても、二元代表制の一翼を担うものとして、一定の役割を果たすことができたものと捉えている。

17. 再発防止について

令和7年6月10日、調査特別委員会として再発防止について検討した。市側は市長が交替して以降、コンプライアンス推進課の新設、内部通報制度の改定などを進めてきた。議会側もこれを注視し、今後も制度の適正な運用が行われているか確認を継続すべきであり、以下の項目についての事項の提言を合意した。

- 1・職員向けのハラスメント研修の義務化。
- 2・政治的中立性を保障する職場環境の整備。
- 3・公文書の作成・管理ルールの明文化と徹底。
- 4・公共工事に関する丁寧な情報提供。

18. まとめ

大木哲前市長のパワーハラスメントが市の調査や裁判でも認定され、さらに理不尽な公共工事のやり直し指示による大木哲前市長、井上昇前副市長の両名を被告とする大和市への損害賠償請求訴訟に至る一連の動きは、4期16年の大木哲前市長の長期政権における大きな弊害と考えられる。調査を通じて明らかになったのは、長期政権下でのチェック機能の緩みと職員の萎縮であった。職員が「市長対策」と称して自衛的に記録を保持するような状況は健全な行政運営とは言えず、その背景には権力の過度な集中があったと考えられる。

大和市役所の職場環境正常化の為、新たにコンプライアンス推進課の設置や内部通報制度の新制度への移行等、行政側の努力もうかがえるが、今回の調査報告書で「市長を監視する責任は職員ではなく議会にある」という記載があるように、権力のチェック機能を果たすことは、議会に課せられた重要な責務の

一つである。二元代表制のもと、議会は市民からの信託を受け、市政全体を公正かつ客観的に見つめ、必要に応じてそのあり方を問い合わせ直す役割を担っている。

その観点から、市長の提案や方針についても、十分な検証と議論を行わずに追認するような対応をとることは、議会の責任を十分に果たしているとは言えない。市民の負託に応えるには、行政に対しても独立した視点からの慎重な対応が求められる。

私たち大和市議会議員は、それぞれの立場に関わらず、この基本的な姿勢を共有しており、28人全員が市民の期待に誠実に応える覚悟をもって日々の議会活動に臨んでいる。そのことを、ここに改めて24万市民の皆さんにお約束する。

最後に、報告書をまとめるにあたり各会派からの様々な意見を参考資料として添付する。（資料13）

以上の報告をもって、前市長による公共施設関連工事のやり直し指示に関する調査を終結する。